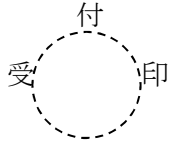


営業所等設置届出書



宮崎県知事 殿

年 月 日

届 出 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 〔名称及び 代表者名〕	
	法人番号 ※個人番号は記載不要	

宮崎県税条例第31条の6第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

	名 称	所在地			
		コード	コード		
(1) 新たに設置した営業所等	支払の事務又は支払の取扱いの事務に係る法第23条第1項第14号の利子等の種類(該当するもののコードを○で囲む。)	01	特定公社債以外の公社債の利子	12	定期積金の給付補てん金
		02	銀行預金利子	13	掛金の給付補てん金
		03	銀行以外の金融機関の預貯金利子	14	抵当証券の利息
		04	勤務先預金等の利子	15	貴金属等の売戻し条件付売買の利益
		05	合同運用信託の収益の分配	16	外貨建預貯金等の為替差益
		06	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	17	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
		07	郵便貯金利子	18	懸賞金付預貯金等の懸賞金等
		08	国外一般公社債等の利子等	21	私募公社債等運用投資信託の収益の分配
		09	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	22	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
				23	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配

(2) 新たに設置した営業所等において徴収した県民税利子割の申告納入を取り扱う営業所等	県	名 称	
		所 在 地	
		利子等の種類 (○で囲む。)	01 02 03 04 05 06 07 08 09 12 13 14 15 16 17 18 21 22 23
	営	名 称	
		所 在 地	
		利子等の種類 (○で囲む。)	01 02 03 04 05 06 07 08 09 12 13 14 15 16 17 18 21 22 23

(備考) 1 この届出書は、営業所等の開設の日から15日以内に提出してください。
2 (2)中「県」とは県内の営業所分を一括納入する場合を、「営」とは営業所等ごとに納入する場合を示します。